

平成 29 年度 第 4 回
地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会

平成 30 年 3 月 8 日 (木) 午後 7 時～
西都市議会委員会室

次 第

1 開会

2 副委員長あいさつ

3 議事

- (1) 地方独立行政法人法の一部改正及び評価委員会条例の改正について
- (2) 地方独立行政法人西都児湯医療センター業務方法書の変更について

4 その他

5 閉会

平成29年度 第4回

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会

資料

資料1	地方独立行政法人法一部改正の主な内容	P 1
資料2	評価委員会の主な所掌事務	P 2
資料3	地方独立行政法人法の一部改正の対応について	P 3
資料4	地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会条例（案）	P 4
資料5	地方独立行政法人西都児湯医療センター業務方法書（案）	P 6
資料6	地方独立行政法人法一部改正（見え消し修正版）	P12

平成30年3月8日

地方独立行政法人法一部改正の主な内容（平成 30 年 4 月 1 日施行）

1. PDCA サイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

(1) 設立団体の長と評価委員会の役割の見直し

- ・評価者を評価委員会から設立団体の長に変更（法第 28 条第 1 項）

	項目	現行法	改正後
①	中期目標の策定・変更	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いた上で策定・変更	同左（変更なし）
②	中期計画の認可	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いた上で認可	設立団体の長が認可
③	各事業年度の業績評価	評価委員会が評価	設立団体の長が評価
④	中期目標期間終了時に見込まれる業績評価（新規）	—	設立団体の長が、評価委員会の意見を聴いた上で評価
⑤	中期目標期間の業績評価	評価委員会が評価	設立団体の長が評価
⑥	中期目標終了時の所要の措置	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いた上で決定	同左（変更なし）

※条例に規定することにより、評価委員会の関与（評価委員会への意見聴取等）を付加することは可能。

(2) 目標の具体化、業績評価の実施時期等の見直し

- ・具体的な中期目標の設定を明記（法第 25 条第 2 項）
- ・中期目標期間の最終年度に中期目標に係る業績評価（見込み評価）を実施（※新規）
(法第 28 条第 1 項第 2 号)

2. 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

(1) 内部統制体制の明確化

- ・業務方法書（法人作成）における内部統制体制の整備に関する事項の記載（法第 22 条第 2 項）

(2) 監事・会計監査人の権限・役割等の明確化

- ・監事や会計監査人による報告徴収・調査に係る権限や役員の不正行為に関する報告や監査報告書等の作成等を明文化（法第 13 条第 4 項～第 7 項、第 13 条の 2）

(3) 役員の任期

- ・中期目標の達成という理事長の責任の明確化（法第 15 条第 1 項）
- ・監事の任期について財務諸表の監査業務を考慮（法第 15 条第 2 項）

(4) 著しく不適切な法人運営等についての是正措置

- ・設立団体の長による著しく不適正な業務運営等に対する是正・業務改善命令
(法第 122 条第 1 項)

《参考》評価委員会の主な所掌事務

条項	現行法	改正内容
第 22 条	・設立団体の長が業務方法書を認可しようとする際の意見	・項目削除
第 25 条	・設立団体の長が中期目標を定め、又はこれ変更しようとする際の意見	・変更なし
第 26 条	・設立団体の長が中期計画を認可しようとする際の意見	・項目削除
第 28 条	・各事業年度における業務の実績についての評価 ・評価結果の法人への通知及び業務改善勧告、設立団体の長への報告	・評価主体を設立団体の長に変更 【新規】 ・中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価に対する意見 【30 条は 28 条へ取り込み】
第 30 条	・中期目標の期間における業務の実績についての評価 ・評価結果の法人への通知及び業務改善勧告、設立団体の長への報告	【30 条に変更】 ・変更なし
第 31 条	・設立団体の長が中期目標期間終了時に所要の措置を講ずる際の意見	【30 条に変更】 ・変更なし
第 34 条	・設立団体の長が財務諸表を承認しようとする際の意見	・項目削除
第 40 条	・事業年度もしくは中期目標期間終了時に余剰金がある場合、設立団体の長がその活用方法について承認しようとする際の意見	・項目削除
第 41 条	・法人が限度額を超えて短期借入をする場合、設立団体の長がその承認をしようとする際の意見 ・法人が短期借入の借換をする場合、設立団体の長がその承認をしようとする際の意見	・項目削除
第 42 条の 2	・出資等にかかる不要財産の納付等について、設立団体の長が認可しようとする際の意見	・変更なし
第 44 条	・設立団体の長が重要な財産処分の認可をしようとする際の意見	・変更なし

地方独立行政法人法の一部改正の対応について

資料 3

	集計					合計
	意見を聴くで決定している	意見を聴く方で検討中	関与なしで決定している	関与なしの方で検討中	その他	
①各事業年度における業務の実績についての評価	5 14.7%	25 73.5%	0 0.0%	3 8.8%	1 2.9%	34 100%
②中期目標期間における業務の実績についての評価	6 17.6%	24 70.6%	0 0.0%	3 8.8%	1 2.9%	34 100%
③中期計画の作成・変更認可に対する意見の聴取	4 11.8%	22 64.7%	2 5.9%	5 14.7%	1 2.9%	34 100%
④業務方法書の認可に対する意見の聴取	0 0.0%	3 8.8%	4 11.8%	24 70.6%	3 8.8%	34 100%
⑤財務諸表の承認に対する意見の聴取	0 0.0%	8 23.5%	3 8.8%	20 58.8%	3 8.8%	34 100%
⑥剰余金の利用の承認（中期計画で定める残余利益の充当）に対する意見の聴取	0 0.0%	4 11.8%	4 11.8%	22 64.7%	4 11.8%	34 100%
⑦剰余金の利用の承認（次期中期目標への繰り越し）に対する意見の聴取	0 0.0%	5 14.7%	4 11.8%	21 61.8%	4 11.8%	34 100%
⑧限度額超の短期借入れ等の認可に対する意見の聴取	0 0.0%	4 11.8%	4 11.8%	23 67.6%	3 8.8%	34 100%
⑨不要財産処分に係る譲渡金（簿価超過額）を納付しない場合の認可に対する意見の聴取	0 0.0%	3 8.8%	4 11.8%	24 70.6%	3 8.8%	34 100%

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会条例（案）

平成 26 年 9 月 19 日
西都市条例第 28 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 11 条第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 法第 26 条第 1 項の規定に基づく中期計画の認可に関すること。
- (2) 法第 28 条第 1 項各号に定める事項（同項第 2 項に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を除く。）の評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内で組織する。

- 2 委員は、医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者、市民の代表その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第 4 条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集す

る。

- 2 会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域医療対策室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(最初に委嘱される委員の特例)
- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
(西都市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 西都市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年西都市条例第18号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

地方独立行政法人西都児湯医療センター業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項、地方独立行政法人西都児湯医療センターの業務運営等に関する規則（平成27年西都市規則第34号）第2条及び地方独立行政法人西都児湯医療センター一定款（以下「定款」という。）第20条の規定に基づき、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により西都市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（病院の設置及び運営）

第3条 法人は、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした安全で良質な医療等を提供するとともに、地域の医療機関及び西都市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、定款第18条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第19条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する研修を行うこと。
- (4) 健康診断等の予防医療を提供すること。
- (5) 災害時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

（業務の委託）

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができる。

(内部統制に関する基本方針)

第8条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第9条 法人は、運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 法人は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理及び行動に関する指針を定めるものとする。

(役員会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第10条 法人は、役員会の設置及び役員の分掌に関する以下の事項を含む規程等を整備するものとする。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- (3) 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- (4) 運営会議の開催

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第11条 法人は、中期計画等の策定及び評価に関する以下の事項を含む規程等を整備するものとする。

- (1) 中期計画等の策定過程の整備
- (2) 中期計画等の進捗管理体制の整備
- (3) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 部門の業務手順の作成
- (6) 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - ア 業務手順に沿った運営の確保
 - イ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ウ 公正かつ適切な業務実績評価（恣意的とならない業務実績評価）
- (7) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第12条 法人は、内部統制の推進に関するものとして以下の事項を含む規程等を整備するものとする。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- (4) 内部統制担当役員に対する部門からの報告の実施
- (5) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (6) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (7) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (8) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (9) 研修会の実施
- (10) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (11) 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- (12) 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第13条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする以下の事項を含む規程等を整備するものとする。

- (1) リスク管理委員会の設置
- (2) 業務部門ごとの業務フロー図等の作成
- (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価及びリスク低減策の検討
- (5) リスク顕在時における対応方針及び広報方針・体制
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - ア 防災業務計画及び事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - イ 事故・災害時の対策本部の設置及び構成員の決定
 - ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第14条 法人は、情報システムの整備及び利用に関する以下の事項を含む規程等を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 情報システムの整備に関する事項
 - ア 理事長の指示、機構のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
 - イ 職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み
- (2) 情報システムの利用に関する事項
 - ア 業務システムを活用した効率的な業務運営
 - イ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項

- (i) 法人が保有するデータの所在情報の明示
- (ii) データへのアクセス権の設定
- (iii) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
- (iv) 機種依存形式で作成されたデータ等に関するA P I（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）

第15条 法人は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する以下の事項を含む規程等を整備するものとする。

(1) 情報セキュリティの確保に関する事項

- ア 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

イ 情報漏えいの防止

(2) 個人情報保護に関する事項

- ア 個人情報保護に係る点検活動の実施

イ 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

（監事及び監事監査に関する事項）

第16条 法人は、監事及び監事監査に関する以下の事項を含む規程等を整備するものとする。

(1) 監事に関する事項

- ア 監事監査規程の整備に対する監事の関与

イ 理事長と常時意思疎通を確保する体制

ウ 補助者の独立性に関すること（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）

エ 法人組織規程における権限の明確化

オ 監査結果の業務への適切な反映

カ 監事と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

- ア 監事監査規程に基づく監査への協力

イ 補助者への協力

ウ 監査結果に対する改善状況の報告

エ 監査報告の市長及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- ア 監事の役員会等重要な会議への出席

イ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み

ウ 法人の財産の状況を調査できる仕組み

工 監事と内部監査担当部門との連携

才 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務

力 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第17条 法人は、内部監査担当者を選任し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第18条 法人は、内部通報及び外部通報に関する以下の事項を含む規程等を整備するものとする。

(1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置

(2) 内部通報者及び外部通報者の保護

(3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組み

(入札・契約に関する事項)

第19条 法人は、入札及び契約に関する以下の事項を含む規程等を整備するものとする。

(1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置

(2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針

(3) 談合情報がある場合の緊急対応

(4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立

(5) 隨意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第20条 法人は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備（予算配分の見直し等に関する適正なルールの策定等）及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第21条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、機構の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程等を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第22条 法人は、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針に関する以下の事項を含む規程等を整備するものとする。

(1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション

(2) 職員の懲戒基準

(3) 長期在籍者の存在把握

(委任)

第23条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、会計規程その他の法人の規程で定める。

附 則

この業務方法書は、西都市長の認可の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この業務方法書は、平成30年4月1日から施行する。
(内部規程等の整備期限)
- 2 この業務方法書に定める内部規程等は、この業務方法書の施行の日から起算して1年を超えない範囲内において定める。

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条—第十条)

第二節 地方独立行政法人評価委員会(第十一條)

第二章 役員及び職員(第十二条—第二十条)

第三章 業務運営

第一節 業務(第二十一条—第二十四条)

第二節 中期目標等(第二十五条—第三十一条)

第四章 財務及び会計(第三十二条—第四十六条)

第五章 人事管理

第一節 特定地方独立行政法人(第四十七条—第五十四条)

第二節 一般地方独立行政法人(第五十五条—第五十八条)

第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十六条の二)~~第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条—第六十七条)~~第六章の二 設立団体の数の変更に伴う措置(第六十六条の三—第六十七条)第六章の三 第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二—第六十七条の七)

第七章 公立大学法人に関する特例(第六十八条—第八十条)

第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例(第八十一条—第八十七条の二)~~第八章 公営企業型地方独立行政法人に関する特例(第八十一条—第八十七条)~~

第八章の二 申請等関係事務処理法人に関する特例

第一節 設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例(第八十七条の三—第八十七条の十一)

第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例(第八十七条の十二—第八十七条の二十二)

第九章 解散及び清算(第八十八条—第一百五条)

第十章 合併

第一節 通則(第一百六条・第一百七条)

第二節 吸収合併(第一百八条—第一百十一条)

第三節 新設合併(第一百十二条—第一百十四条)

第四節 合併に伴う措置(第一百十五条—第一百二十条)

第十一章 雜則(第一百二十二条—第一百二十七条)

第十二章 罰則(第一百二十八条—第一百三十一条)

附則

(業務の公共性、透明性及び自主性自主性等)

第三条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の事務及び事業が地域社会及び地域経済の情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(平二九法五四・一部改正)

(定款)

第八条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 設立団体

四 事務所の所在地

五 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人(以下「一般地方独立行政法人」という。)の別

六 役員の定数、任期その他役員に関する事項

七 業務の範囲及びその執行に関する事項

- 八 公共的な施設(住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。以下二の条、第二十一条第五号第二十一条第六号及び第二十四条において同じ。)の設置及び管理を行う場合にあってはには、当該公共的な施設の名称及び所在地
- 九 資本金、出資及び資産に関する事項
- 十 公告の方法
- 十一 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 2 定款の変更は、設立団体(設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあっては、設立団体及び加入設立団体(新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。))の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
- 3 第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を特定地方独立行政法人大以外の地方独立行政法人(以下「一般地方独立行政法人」という。)一般地方独立行政法人とする場合に限り、行うことができる。
- 4 設立団体の長は、第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更を行おうとするときは、あらかじめ、第十二条第十二条第一項に規定する地方独立行政法人評価委員会評価委員会の意見を聴かなければならない。

(平二五法四四・平二九法五四・一部改正)

(地方独立行政法人評価委員会)

- 第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。
- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 二 第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項(第五十六条第一項において準用する場合を含む。)、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。
- 一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価すること。
- 二 第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人(次号において「公立大学法人」という。)の業務の実績を評価すること。
- 三 第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。
- 四 第一百八条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。
- 五 第一百十二条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。
- 六 その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 4 ② 前項第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

(平二九法五四・一部改正)

(役員の職務及び権限)

- 第十三条 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、地方独立行政法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、設立団体の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員(監事を除く。)及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は地方独立行政法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、地方独立行政法人が次に掲げる書類を設立団体の長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
- 二 この法律の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他設立団体の規則で定める書類

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、地方独立行政法人の子法人(地方独立行政法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

9 ⑤ 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

(平二九法五四・一部改正)

(理事長等への報告義務)

第十三条の二 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、設立団体の長に報告しなければならない。

(平二九法五四・追加)

(役員の任命)

第十四条 理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。

一 当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、当該地方独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、財務管理、経営管理その他当該地方独立行政法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているもののうちから、設立団体の長が任命する。

3 設立団体の長は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募(当該地方独立行政法人の理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公表して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。)の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 ③ 副理事長及び理事は、第一項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

5 ④ 理事長は、前項の規定により副理事長及び理事を任命したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(平二九法五四・一部改正)

(役員の任期)

第十五条 役員の任期は、四年以内(監事を除く。以下この項において同じ。)の任期は、第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、理事長の任期(補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。)に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日(第三十四条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。第三十八条及び第七十四条第四項において同じ。)までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 ② 役員は、再任されることがある。

(平二九法五四・一部改正)

(役員の忠実義務)

第十五条の二 地方独立行政法人の役員は、その業務について、この法律、他の法令、設立団体の条例及び規則並びに定款、この法律、他の法令又は設立団体の条例に基づいてする設立団体の長の处分並びに当該地方独立行政法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該地方独立行政法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(平二九法五四・追加)

(役員の報告義務)

第十五条の三 地方独立行政法人の役員(監事を除く。)は、当該地方独立行政法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(平二九法五四・追加)

(役員の解任)

第十七条 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、設立団体の長又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため当該地方独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 理事長は、前二項の規定により副理事長及び又は理事を解任したときは、遅滞なく、その旨を設立団体の長に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(平二九法五四・一部改正)

(業務の範囲)

第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。

一 試験研究を行うこと。

二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てる事業で、次に掲げるものを經營すること。

イ 水道事業(簡易水道事業を除く。)

ロ 工業用水道事業

ハ 軌道事業

ニ 自動車運送事業

ホ 鉄道事業

ヘ 電気事業

ト ガス事業

チ 病院事業

リ その他政令で定める事業

四 社会福祉事業を經營すること。

五 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長その他の執行機関に対する申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)の受理、申請等に対する処分その他の申請等の処理に関する事務であつて定型的なもの及びこれらと一体的に処理することが効率的かつ効果的である事務であつて定型的なもののうち、別表に掲げるもの(以下「申請等関係事務」という。)を当該市町村又は当該市町村の長その他の執行機関の名において処理すること。

六五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと(前二号第二号から前号までに掲げるものを除く。))。

七六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(平一九法九六・平二八法四七・平二九法五四・一部改正)

(業務方法書)

第二十二条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなけれ

ばならない。

(平二九法五四・一部改正)

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、~~これ~~当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。~~これ~~当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならない。

(平二九法五四・一部改正)

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。~~これ~~当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

~~3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聽かなければならぬ。~~

~~3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。~~

~~4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。~~

(平二五法四四・平二九法五四・一部改正)

(年度計画)

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。)に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項以下この条及び第二十九条において「年度計画」という。)を定め、~~これ~~当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。~~これ~~当該年度計画を変更したときも、同様とする。

2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(平二九法五四・一部改正)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければなら

ない。

- 二 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(平二九法五四・全改)

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

- 第二十八条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(評価の結果の取扱い等)

- 第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

(平二九法五四・全改)

(中期目標に係る事業報告書)

- 第二十九条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。
- 2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

(平二九法五四・全改)

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

- ~~第二十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。~~
- ~~2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。~~
- ~~3 第二十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。~~

第三十一条 削除

(平二九法五四)

(中期目標の期間の終了時の検討)

- ~~第二十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行ふ、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。~~

- ~~2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。~~

(財務諸表等)

- 第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該財務諸表に設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第一百三十条第八号において監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を付けなければ添付しなければならない。

- ~~2 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。~~

- 3 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面監査報告を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(平二五法四四・平二九法五四・一部改正)

(会計監査人の監査)

- 第三十五条 地方独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、設立団体の規則で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は役員(監事を除く。)及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

二 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したもの

- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、地方独立行政法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は地方独立行政法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をするこ

とができる。

- 4 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

- 二 第三十七条第三項第一号又は第二号に掲げる者
- 二 第三十六条の規定により自己が会計監査人に選任されている地方独立行政法人又はその子法人の役員又は職員
- 三 第三十六条の規定により自己が会計監査人に選任されている地方独立行政法人又はその子法人から公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三十七条第一項及び第三項第二号において同じ。)又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

(平二九法五四・一部改正)

(監事に対する報告)

~~第三十五条の二 会計監査人は、その職務を行うに際して役員(監事を除く。)の職務の執行に関し不正の行為又はこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。~~

- 2 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

(平二九法五四・追加)

(会計監査人の資格等)

~~第三十七条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。~~

- 2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを地方独立行政法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

- 3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

- 二 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査することができない者
- 二 監査の対象となる地方独立行政法人の子法人若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(平二九法五四・全改)

(会計監査人の資格)

~~第二十七条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。~~

- 2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることのできない者は、会計監査人となることができない。

(平二七法八七・全改)

(会計監査人の任期)

~~第三十八条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての設立団体の長の第三十四条第一項の承認の時についての財務諸表承認日までとする。~~

(平二九法五四・一部改正)

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剩余金の使途に充てることができる。

- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところ

により、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

~~5-6 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。~~

~~5-6 地方独立行政法人は、第四項前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。~~

~~6-7 前二項前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。~~

(平二九法五四・一部改正)

(借入金等)

第四十一条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合に、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

~~4 設立団体の長は、第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。~~

~~4-5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。~~

(平二九法五四・一部改正)

(財源措置)

第四十二条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

2 地方独立行政法人は、その業務の運営に当たっては、前項の規定による交付金について、住民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、この法律、他の法令、設立団体の条例及び規則、定款並びに認可中期計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

(平二九法五四・一部改正)

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体(以下二の条次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。)に納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。)がある場合には、その額を除く。)の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかったものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

~~6 設立団体の長は、第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。~~

~~6-7 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。~~

(平二五法四四・追加、平二九法五四・一部改正)

(余裕金の運用)

第四十三条 地方独立行政法人は、~~次の~~次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他総務省令で定める有価証券の取得

二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)への金銭信託

(平一六法一五四・平一七法一〇二・平二五法四四・平二九法五四・一部改正)

(役員の報酬等)

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参考し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければ定められなければならない。

(平二九法五四・一部改正)

(評価委員会の意見の申出)

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その当該通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合した前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(平二九法五四・一部改正)

(役員の退職管理)

第五十条の二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第八条第一項(第四号)に係る部分に限る。)及び第三十八条の二から第三十八条の七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)並びに同法第六十条(第四号から第八号)までに係る部分に限る。)及び第六十三条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<u>第八条第一項第四号</u>	人事行政の運営	特定地方独立行政法人の役員の退職管理
<u>第三十八条の二第一項</u>	職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(<u>第二十八条の五第一項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下 <u>この節、第六十条及び第六十三条</u> において同じ。)	特定地方独立行政法人の役員
	退職手当通算予定職員	退職手当通算予定役員
	職員若しくは	職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(<u>第二十八条の五第一項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下 <u>この節、第六十条及び第六十三条</u> において同じ。)若しくは
	人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則	設立団体(<u>地方独立行政法人法第六条第三項</u> に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の人事委員会規則

		(人事委員会を置かない設立団体においては、設立団体の規則)をいう
	<u>この条</u>	<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する <u>この条</u>
<u>第三十八条の二第二項</u>	前項	<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する前項
	<u>地方独立行政法人法</u>	同法
	地方公共団体の条例	特定地方独立行政法人の規程
<u>第三十八条の二第三項</u>	第一項の「退職手当通算予定職員	<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する第一項の「退職手当通算予定役員
	前項	同条において準用する前項
	選考による採用	任命
<u>第三十八条の二第四項</u>	第一項の	<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する第一項の
<u>第三十八条の二第五項</u>	第一項	<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する第一項
<u>第三十八条の二第六項 各号列記以外の部分</u>	第一項	<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する第一項
	第八項	同条において準用する第八項
<u>第三十八条の二第七項</u>	前項各号	<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する前項各号
	から第一項	から同条において準用する第一項
	(次項)	(同条において準用する次項)
	<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する第一項、第四項又は第五項の規定(同条において準用する)	第一項、第四項又は第五項の規定(
	人事委員会規則	設立団体の人事委員会規則
	人事委員会又は	設立団体の人事委員会又は
<u>第三十八条の二第八項</u>	地方公共団体は	設立団体は
	その組織	その特定地方独立行政法人の組織
<u>第三十八条の三</u>	<u>前条</u>	<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する <u>前条</u>
	人事委員会	設立団体の人事委員会
<u>第三十八条の四及び第三十八条の五第一項</u>	人事委員会	設立団体の人事委員会
<u>第三十八条の六第一項</u>	地方公共団体は	特定地方独立行政法人又は設立団体は
	地方公共団体の職員	特定地方独立行政法人の役員
<u>第三十八条の六第二項</u>	地方公共団体	設立団体
	<u>第三十八条の二</u>	<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する <u>第三十八条の二</u>
<u>第三十八条の七</u>	地方公共団体(<u>この条</u> の規定により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。)の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体(以下 <u>この条</u> において「元在職団体」という。)の事務が他の地方公共団体	特定地方独立行政法人(<u>この条</u> の規定により当該役員であつた者が在職していた特定地方独立行政法人とみなされる特定地方独立行政法人を含む。)の合併(<u>地方独立行政法人法第一百六条</u> に規定する合併をいう。)により当該役員であつた者が在職していた特定地方独立行政法人(以下 <u>この条</u> において「元在職法人」とい

		う。)の権利及び義務が他の特定地方独立行政法人
他の地方公共団体を当該元在職団体	他の特定地方独立行政法人を当該元在職法人	
他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の	他の特定地方独立行政法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として	
元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の	元在職法人の職員若しくは役員又はこれらに類する者として	
<u>第三十八条の二</u> から	同法第五十条の二において準用する <u>第三十八条の二</u> から	
<u>第三十八条の二第八項</u>	同法第五十条の二において準用する <u>第三十八条の二第八項</u>	
<u>第六十条第四号</u>	同法第五十条の二において準用する <u>第六十条第四号</u>	
<u>第六十条第七号</u>	<u>第三十八条の二第八項</u> の規定に基づき条例を定めている地方公共団体	<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する <u>第三十八条の二第八項</u> の規定に基づき設立団体が条例を定めている場合における当該特定地方独立行政法人
<u>第六十条第八号</u>	第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼(<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する)	<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼()
<u>第六十四条</u>	<u>第三十八条の二第一項</u>	<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する <u>第三十八条の二第一項</u>
<u>第六十五条</u>	<u>第三十八条の六第二項</u>	<u>地方独立行政法人法第五十条の二</u> において準用する <u>第三十八条の六第二項</u>

(平二六法三四・追加、平二九法五四・一部改正)

(職員の給与)

第五十一条 特定地方独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が發揮した能率が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これらを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員、職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人の職員並びに及び民間事業の従事者の給与、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければ定められなければならない。

(平二九法五四・一部改正)

(準用)

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「給与を参酌し、かつ」とあるのは「給与」と、「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

- 2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

(平二九法五四・一部改正)

(再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出)

第五十六条の二 一般地方独立行政法人の役員又は職員は、次に掲げる要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、当該一般地方独立行政法人の理事長にその旨を届け出なければならない。

- 二 一般地方独立行政法人の役員又は職員(非常勤の者を除く。)であった者であつて離職後に営利企業等(商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この条において「営利企業」という。)及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下この条において同じ。)の地位に就いている者(以下この条において「再就職者」という。)が離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた当該一般地方独立行政法人の内部組織として設立団体の規則で定めるものに属する役員又は職員に対して行う、当該一般地方独立行政法人と当該営利企業等との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約又は当該営利企業等に対して行われる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する处分に関する事務(当該一般地方独立行政法人の業務に係るものに限る。次号において「契約等事務」という。)であつて離職前五年間の職務に属するものに関するこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款又は当該一般地方独立行政法人が定める業務方法書、第四十五条に規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為(以下この条及び次条第二項において「法令等違反行為」という。)の要求又は依頼
- 二 前号に掲げるもののほか、再就職者のうち、当該一般地方独立行政法人の役員又は管理若しくは監督の地位として設立団体の規則で定めるものに就いていた者が、離職後二年を経過するまでの間に、当該一般地方独立行政法人の役員又は職員に対して行う、契約等事務に関する法令等違反行為の要求又は依頼
- 三 前二号に掲げるもののほか、再就職者が行う、当該一般地方独立行政法人と営利企業等(当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)との間の契約であつて当該一般地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該一般地方独立行政法人による当該営利企業等に対する行政手続法第二条第二号に規定する处分であつて自らが決定したものに関する法令等違反行為の要求又は依頼

(平二九法五四・追加)

(一般地方独立行政法人の理事長が講ずべき措置等)

第五十六条の三 一般地方独立行政法人の理事長は、当該一般地方独立行政法人の役員又は職員が前条の規定に違反したと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該一般地方独立行政法人における当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前条の規定による届出を受けた一般地方独立行政法人の理事長は、当該届出に係る要求又は依頼の事実があると認めるときは、当該要求又は依頼に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 一般地方独立行政法人の理事長は、毎事業年度、前条の規定による届出及び前二項の措置の内容を取りまとめ、政令で定めるところにより、設立団体の長に報告しなければならない。

(平二九法五四・追加)

(一般地方独立行政法人の講ずる措置)

第五十六条の四 一般地方独立行政法人は、地方公務員法第三十八条の六第一項並びに独立行政法人通則法第五十条の四、第五十条の五、第五十条の七及び第五十条の八の規定の趣旨並びに当該一般地方独立行政法人の役員又は職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

(平二九法五四・追加)

(職員の給与)

第五十七条 一般地方独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

- 2 一般地方独立行政法人は、その職員の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準をそれぞれ定め、これこれらを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これこれらを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与、当該一般地方独立行政法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 4 前項の退職手当以外の給与及び退職手当の支給の基準は、当該一般地方独立行政法人の業務の実績

~~を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。~~

(平二九法五四・一部改正)

(児童手当に関する経過措置)

第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となった者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第二条第三項)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているもの(同法第十条(同法附則第二条第三項)において準用する場合を含む。)の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十二条(同法附則第二条第三項)において準用する場合を含む。)の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。)が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当又は同法附則第二条第一項の給付(以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。同表第二十号において同じ。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附則第二条第三項)において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(平一九法二六・平二四法二四・平二九法五四・一部改正)

第六十六条の二第六十七条 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合算額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

2 前条の規定により移行型地方独立行政法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、承継される権利に係る財産の価額の合計額が承継される義務に係る負債の価額の合計額を下回るときは、その差額に相当する金額を当該設立団体が当該移行型地方独立行政法人の設立に際して出えんする資金その他の財産の価額から控除して得た額が当該設立団体から当該移行型地方独立行政法人に対し出資されたものとする。

3 前二項に規定する承継される権利に係る財産の価額は、移行型地方独立行政法人の成立の日現在における時価を基準として設立団体が評価した価額とする。

4 前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二九法五四・旧第六十七条繰上)

第六章の二 設立団体の数の変更に伴う措置

(職員の引継ぎ等)

第六十六条の三 受入特定地方独立行政法人(特定地方独立行政法人であつて第八条第二項の規定による設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる日(以下「加入日」という。)の前日において現に加入設立団体が行っている業務に相当する業務を加入日以後行うものをいう。以下この項及び第三項において同じ。)の当該設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる際現に加入設立団体の内部組織で当該受入特定地方独立行政法人が新たに行う業務に相当する業務を行うもののうち当該加入設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、加入日において、当該受入特定地方独立行政法人の相当の職員となるものとする。

2 第八条第二項の規定による受入一般地方独立行政法人(一般地方独立行政法人であつて加入日の前日において現に加入設立団体が行っている業務に相当する業務を加入日以後行うものをいう。以下この条において同じ。)の設立団体の数を増加させる定款の変更が効力を生ずる際現に加入設立団体の内部組織で当該受入一般地方独立行政法人が新たに行う業務に相当する業務を行うもののうち当該加入設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、加入日において、当該受入一般地方独立行政法人の職員となるものとする。

3 第六十条から第六十五条までの規定は、前二項の規定により受入地方独立行政法人(受入特定地方独立行政法人及び受入一般地方独立行政法人をいう。次条において同じ。)の職員となった者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十条

前条第二項

第六十六条の三第二項

	により移行型一般地方独立行政法人	により同項に規定する受入一般地方独立行政法人(以下この条及び第六十五条第一項において「受入一般地方独立行政法人」という。)
	当該移行型一般地方独立行政法人	当該受入一般地方独立行政法人
<u>第六十一条</u>	移行型地方独立行政法人(移行型特定地方独立行政法人及び移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)は、第五十九条	第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人(以下この条から第六十三条までにおいて「受入地方独立行政法人」という。)は、第六十六条の三第一項又は第二項
	当該移行型地方独立行政法人	当該受入地方独立行政法人
	設立団体	加入設立団体
<u>第六十二条第一項</u>	移行型地方独立行政法人は、当該移行型地方独立行政法人の成立の日	受入地方独立行政法人は、第六十六条の三第一項に規定する加入日(以下この条から第六十四条までにおいて「加入日」という。)
	設立団体	加入設立団体
	第五十九条	同項又は第六十六条の三第二項
	移行型地方独立行政法人の職員	受入地方独立行政法人の職員
	当該移行型地方独立行政法人の成立の日から	加入日から
	移行型地方独立行政法人を	受入地方独立行政法人を
<u>第六十二条第二項</u>	移行型地方独立行政法人	受入地方独立行政法人
<u>第六十二条の二</u>	<u>第五十九条第一項</u>	第六十六条の三第一項
	設立団体	加入設立団体
	移行型特定地方独立行政法人の業務	受入特定地方独立行政法人(同項に規定する受入特定地方独立行政法人をいう。以下この条及び第六十四条第一項において同じ。)が新たに行う業務
	、当該移行型特定地方独立行政法人	当該受入特定地方独立行政法人
<u>第六十三条</u>	第五十九条	第六十六条の三第一項又は第二項
	移行型地方独立行政法人の職員	受入地方独立行政法人の職員
	当該移行型地方独立行政法人の成立の日	加入日
	設立団体	加入設立団体
<u>第六十四条第一項</u>	移行型特定地方独立行政法人の成立の際現に	第六十六条の三第一項に規定する定款の変更が効力を生ずる際現に
	第五十九条第一項	第六十六条の三第一項
	移行型特定地方独立行政法人の職員	受入特定地方独立行政法人の職員
	当該移行型特定地方独立行政法人の成立の	当該定款の変更が効力を生ずる
<u>第六十四条第二項及び第三項</u>	当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日	加入日
<u>第六十五条第一項</u>	移行型一般地方独立行政法人の成立の際現に	第六十六条の三第二項に規定する定款の変更が効力を生ずる際現に
	第五十九条第二項	第六十六条の三第二項
	移行型一般地方独立行政法人の職員	受入一般地方独立行政法人の職員
	当該移行型一般地方独立行政法人の成立の	当該定款の変更が効力を生ずる

(平二九法五四・追加)

(権利義務の承継等)

第六十六条の四 前条第一項又は第二項に規定する定款の変更が効力を生ずる際、受入地方独立行政法人が新たに行う業務に関し、現に加入設立団体が有する権利及び義務(当該定款の変更が効力を生ずる前に加入設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち加入日までに償還されていないものに係るものを除く。)のうち政令で定めるところにより加入設立団体の長が定めるものは、当該定款の変更が効力を生ずる時において当該受入地方独立行政法人が承継する。

2 第六十六条第二項から第七項まで及び第六十六条の二の規定は、前項の規定により受入地方独立行政法人が権利及び義務を承継する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第六十六条第二項</u>	<u>前項</u>	<u>第六十六条の四第一項</u>
	移行型地方独立行政法人が 設立団体 当該移行型地方独立行政法人の成立の日 移行型地方独立行政法人の資産及び負債	第六十六条の三第三項に規定する受入地方独立行政法人(以下この項及び次条において「受入地方独立行政法人」という。)が 加入設立団体 第六十六条の三第一項に規定する加入日(次条第三項において「加入日」という。) 受入地方独立行政法人の資産及び負債の増減
<u>第六十六条第三項及び第四項</u>	設立団体	加入設立団体
<u>第六十六条第七項</u>	設立団体 第一項	加入設立団体 第六十六条の四第一項
<u>第六十六条の二第一項</u>	前条 移行型地方独立行政法人 設立団体	第六十六条の四 受入地方独立行政法人 加入設立団体
<u>第六十六条の二第二項</u>	前条 により移行型地方独立行政法人 設立団体 当該移行型地方独立行政法人の設立 移行型地方独立行政法人に	第六十六条の四 により受入地方独立行政法人 加入設立団体 次条第一項又は第二項に規定する定款の変更 受入地方独立行政法人に
<u>第六十六条の二第三項</u>	移行型地方独立行政法人の成立の日 設立団体	加入日 加入設立団体

(平二九法五四・追加)

(財産の処分)

第六十七条 第八条第二項の規定により設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合において、地方独立行政法人の財産の処分を必要とするときは、当該財産処分については、設立団体の長が協議して定めるところによる。

- 2 前項の場合においては、設立団体の長は、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の協議については、各設立団体の長は、それぞれ設立団体の議会の議決を経なければならぬ。
- 4 第一項の規定による財産の処分については、前項の規定による設立団体の議会の議決があったことをもって第四十二条の二第五項又は第四十四条第二項の規定による設立団体の議会の議決があつたものとみなし、第一項の規定による設立団体の長の協議により定められたことをもって第四十二条の二第一項若しくは第二項又は第四十四条第一項の設立団体の長の認可を受けたものとみなす。

(平二九法五四・追加)

第六章の三第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(名称の特例)

第六十八条 一般地方独立行政法人で第二十一条第二号に掲げる業務を行うもの(以下この章において「公立大学法人」という。)は、第四条第一項の規定にかかわらず、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人という文字を用いなければならない。

2 公立大学法人でない者は、その名称中に、公立大学法人という文字を用いてはならない。

(平二九法五四・一部改正)

(理事長の任命の特例等)

第七十一条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができます。

2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長(以下この章において「学長となる理事長」という。)の任命は、第十四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関(学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。)の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で二以上の大学の学長となるものの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。

4 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第七十七条第一項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第三項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。

5 第一項ただし書の規定により学長を理事長と別に任命するものとされた大学(以下この章において「学長を別に任命する大学」という。)の学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う。

6 第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。

7 第五項の規定により任命された学長を別に任命する大学の学長は、第十四条第二項第十四条第四項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の副理事長となるものとする。

8 公立大学法人(第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものに限る。)の理事長は、第十四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、設立団体の長が任命する。

9 公立大学法人の監事の任命については、第十四条第三項の規定は、適用しない。

10 公立大学法人の副理事長(第七項の規定により副理事長となるものを除く。)及び理事は、第十四条第二項第十四条第四項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、理事長が任命する。この場合においては、同条第四項同条第五項の規定を準用する。

(平二九法五四・一部改正)

(学長の任期等)

第七十四条 公立大学法人が設置する大学の学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、当該大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定めるものとする。この場合において、当該公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長となるときは、これらの学長の任期は、同一の期間となるように定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期は、六年を超えない範囲内において、定款で定めるものとする。

3 学長となる理事長及び副理事長(第七十一条第七項の規定により副理事長となるものに限る。)の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、前二項の規定により定められる学長の任期によるものとし、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。

4 公立大学法人の監事の任期は、第十五条第二項の規定にかかわらず、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

5 4 公立大学法人(第七十一条第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものを除く。)の副理事長(同条第七項の

規定により副理事長となるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)及び理事の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、六年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

6-5 前項に規定する副理事長及び理事の任期は、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定期に規定することを要しないものとする。

(平二九法五四・一部改正)

(準用)

第七十六条 第十四条第五項、第十五条第三項、第十六条第一項及び第十七条の規定は、学長を別に任命する大学の学長の任命及び解任について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第十四条第五項</u>	<u>前項</u>	<u>第七十一条第五項</u>
	<u>副理事長及び理事</u>	<u>学長を別に任命する大学(同項に規定する学長を別に任命する大学をいう。以下この章において同じ。)の学長</u>
<u>第十五条第三項及び第十六条第一項</u>	<u>役員</u>	<u>学長を別に任命する大学の学長</u>
<u>第十七条第一項及び第二項</u>	<u>設立団体の長又は理事長は、それぞれ</u>	<u>理事長は、</u>
	<u>役員</u>	<u>学長を別に任命する大学の学長</u>
<u>第十七条第三項</u>	<u>設立団体の長又は理事長は、それぞれ</u>	<u>理事長は、</u>
	<u>役員(監事を除く。)</u>	<u>学長を別に任命する大学の学長</u>
	<u>その役員</u>	<u>その学長を別に任命する大学の学長</u>
<u>第十七条第四項</u>	<u>前二項</u>	<u>前二項及び第七十五条</u>
	<u>副理事長又は理事</u>	<u>学長を別に任命する大学の学長</u>

(平二九法五四・全改)

(準用)

第七十六条 第十四条第四項、第十五条第二項、第十六条第一項及び第十七条の規定は、学長を別に任命する大学の学長の任命及び解任について準用する。この場合において、第十四条第四項中「前項」とあるのは「第七十一条第五項」と、「副理事長及び理事」とあるのは「学長を別に任命する大学(同項に規定する学長を別に任命する大学をいう。以下同じ。)の学長」と、第十五条第二項及び第十六条第一項中「役員」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、第十七条第一項及び第二項中「設立団体の長又は理事長は、それぞれ」とあるのは「理事長は、」と、「役員」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、同条第三項中「設立団体の長又は理事長は、それぞれ」とあるのは「理事長は、」と、「役員(監事を除く。)」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、「その役員」とあるのは「その学長を別に任命する大学の学長」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「前二項及び第七十五条」と、「副理事長及び理事」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と読み替えるものとする。

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及びとあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聽かなければならない。

5-4 公立大学法人に関する第二十六条第四項第二十六条第三項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

(平二九法五四・一部改正)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならぬ。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 二 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。

(平二九法五四・追加)

(認証評価機関の評価の活用)

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について第二十条第一項の前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

(平一九法九六・平二九法五四・一部改正)

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

(平二九法五四・全改)

(会計監査人の資格等の特例)

第七十九条の二 公立大学法人の会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行るべき者を選定し、これを当該公立大学法人に通知しなければならない。この場合においては、次項第一号に掲げる者を選定することはできない。

2 公立大学法人においては、第三十七条第三項に規定する者のほか、次に掲げる者は、会計監査人と

~~なることができない。~~

- 一 ~~監査の対象となる公立大学法人がその経営を支配している法人として総務省令で定めるもの若しくはその役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者~~
- 二 ~~監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの~~

(平二八法四七・追加)

(長期借入金及び債券発行の特例)

第七十九条の三 公立大学法人は、第四十一条第五項本文第四十一条第四項本文の規定にかかわらず、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券(以下この章において「債券」という。)を発行することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、公立大学法人は、第四十一条第五項本文第四十一条第四項本文の規定にかかわらず、前項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。
- 3 前二項の規定による債券の債権者は、当該債券を発行した公立大学法人の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 5 公立大学法人は、設立団体の長の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。
- 6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二八法四七・追加、平二九法五四・一部改正)

(債務の負担)

第八十六条 公営企業型地方独立行政法人(第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人であるものに限る。以下この項及び次条において同じ。)は、設立団体に対し、第六十六条第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担する。

- 2 前項の規定により負担する債務の償還及び当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二九法五四・一部改正)

(権利義務の承継等の特例)

第八十七条 公営企業型地方独立行政法人に関する第六十七条第一項第六十六条の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「負債の価額」とあるのは、「負債の価額及び第八十六条第一項の規定により公営企業型地方独立行政法人が設立団体に対して負担する債務の額」とする。

- 2 公営企業型地方独立行政法人が第六十六条第一項の規定により承継する権利に係る財産の価額については、当該財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、第六十七条第二項第六十六条の二第三項の規定にかかわらず、当該財産の時価によらないことができる。

(平二九法五四・一部改正)

(設立団体の数の変更に伴う措置の特例)

第八十七条の二 前二条の規定は、第八条第二項の規定により公営企業型地方独立行政法人の設立団体の数を増加させる定款の変更を行う場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十六条第一項	第六十六条第一項	第六十六条の四第一項
前条第一項	第六十六条の二第一項	第六十六条の四第二項において準用する第六十六条の二第一項

	設立団体	加入設立団体
前条第二項	第六十六条第一項	第六十六条の四第一項
	第六十六条の二第三項	同条第二項において準用する第六十条の二第三項

(平二九法五四・追加)

第八章の二 申請等関係事務処理法人に関する特例

第一節 設立団体申請等関係事務の処理等に関する特例

(設立団体申請等関係事務の処理に関する特例)

第八十七条の三 地方独立行政法人で第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うもの(以下「申請等関係事務処理法人」という。)は、設立団体の申請等関係事務のうち定款で定めるものの(以下「設立団体申請等関係事務」という。)を当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関の名において処理することができる。

2 前項の規定により申請等関係事務処理法人が設立団体申請等関係事務を処理する場合には、申請等関係事務処理法人を当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関と、申請等関係事務処理法人の役員及び職員を当該設立団体の職員とそれぞれみなして、当該設立団体による設立団体申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに当該設立団体の条例及び規則の規定が適用されるものとする。この場合において、第八十七条の六第二項に定めるもののほか、これらの法令並びに当該設立団体の条例及び規則の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令(条例又は規則にあっては、それぞれ条例又は規則)で定める。

(平二九法五四・追加)

(申請等関係事務処理法人が処理した設立団体申請等関係事務の効力)

第八十七条の四 前条の規定により申請等関係事務処理法人が当該設立団体又は当該設立団体の長その他の執行機関の名において処理した設立団体申請等関係事務は、当該設立団体の長その他の執行機関が処理したものとしての効力を有する。

(平二九法五四・追加)

(他業の禁止)

第八十七条の五 申請等関係事務処理法人は、第二十一条第五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

(平二九法五四・追加)

(料金に関する特例)

第八十七条の六 申請等関係事務処理法人は、第八十七条の三第二項の規定により適用する地方自治法第二百二十七条の規定により徴収する手数料(次項において「設立団体申請等関係事務手数料」という。)のほか、設立団体申請等関係事務に関して料金を徴収することができない。

2 設立団体申請等関係事務手数料は、設立団体の条例で定めるところにより、設立団体の歳入として申請等関係事務処理法人の収入とすることができます。

(平二九法五四・追加)

(中期目標等に関する規定の適用除外)

第八十七条の七 第三章第二節並びに第四十条第一項ただし書及び第三項の規定は、申請等関係事務処理法人には、適用しない。

(平二九法五四・追加)

(年度目標)

第八十七条の八 設立団体の長は、申請等関係事務処理法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標(以下この節において「年度目標」という。)を定め、当該年度目標を当該申請等関係事務処理法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該年度目標を変更したときも、同様とする。

2 年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

二 第八十七条の三の規定により申請等関係事務処理法人が行う業務及びこれに附帯する業務(以下「設立団体申請等関係事務処理業務」という。)の質の向上に関する事項

二 設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項

三 財務内容の改善に関する事項

四 その他設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項

- 3 年度目標には、前項各号に掲げる事項に関し中長期的な観点から参考となるべき事項についても記載するものとする。
- 4 設立団体の長は、年度目標を定め、又は当該年度目標を変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(平二九法五四・追加)

(事業計画)

第八十七条の九 申請等関係事務処理法人は、各事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、年度目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該年度目標を達成するための計画(以下この条において「事業計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 申請等関係事務処理法人の最初の事業年度の事業計画に関する前項の規定の適用については、同項中「各事業年度」とあるのは「その成立後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。
- 3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 設立団体申請等関係事務処理業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置
 - 二 設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置
 - 三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 七 その他設立団体の規則で定める設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項
- 4 設立団体の長は、第一項の認可をした事業計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、当該事業計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 申請等関係事務処理法人は、事業計画について第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該事業計画を公表しなければならない。

(平二九法五四・追加)

(業務の実績等に関する評価等の特例)

第八十七条の十 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 二 次号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における設立団体申請等関係事務処理業務の実績
 - 二 三年以上五年以下の期間で設立団体の規則で定める期間の最後の事業年度 当該事業年度における設立団体申請等関係事務処理業務の実績及び当該期間における年度目標に定める設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況
- 2 申請等関係事務処理法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号又は第二号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号又は第二号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該申請等関係事務処理法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた申請等関係事務処理法人について準用する。この場合において、同条中「中期計画及び年度計画並びに」とあるのは、「第八十七条の九第一項に規定する事業計画及び」と読み替えるものとする。

(平二九法五四・追加)

(読替規定)

第八十七条の十一 申請等関係事務処理法人に関する第二章、第四章及び第五章中次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項	第二十五条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)を考慮した上で、中期目標の期間又は四年間のいずれか長い期間内	四年以内
第四十条第四項	中期目標の期間の最後の事業年度	毎事業年度
	当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画	翌事業年度に係る第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画。以下この章及び次章第一節において「認可事業計画」という。)
	当該次の中期目標の期間	当該翌事業年度
第四十一条第一項	認可中期計画の第二十六条第二項第四号	認可事業計画の第八十七条の九第三項第四号
第四十二条第二項	認可中期計画	認可事業計画
第四十八条第三項、第五十一条第三項及び第五十六条第一項	認可中期計画の第二十六条第二項第三号	認可事業計画の第八十七条の九第三項第三号

(平二九法五四・追加)

第二節 関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例

(関係市町村申請等関係事務の処理に関する特例)

第八十七条の十二 申請等関係事務処理法人(設立団体申請等関係事務処理業務を行うものに限る。)は、設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた場合には、当該規約を定めた市町村(以下「関係市町村」という。)の申請等関係事務(定款で定めるものに限る。)のうち当該規約で定めるもの(以下「関係市町村申請等関係事務」という。)を当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関の名において処理することができる。

2 前項の規定により申請等関係事務処理法人が関係市町村申請等関係事務を処理する場合には、申請等関係事務処理法人を当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関と、申請等関係事務処理法人の役員及び職員を当該関係市町村の職員とそれぞれみなして、当該関係市町村による関係市町村申請等関係事務の処理について適用がある法令並びに当該関係市町村の条例及び規則の規定が適用されるものとする。この場合において、第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第八十七条の六第二項に定めるもののほか、これらの法令並びに当該関係市町村の条例及び規則の規定の適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令(条例又は規則にあっては、それぞれ条例又は規則)で定める。

(平二九法五四・追加)

(申請等関係事務処理法人が処理した関係市町村申請等関係事務の効力)

第八十七条の十三 前条の規定により申請等関係事務処理法人が当該関係市町村又は当該関係市町村の長その他の執行機関の名において処理した関係市町村申請等関係事務は、当該関係市町村の長その他の執行機関が処理したものとしての効力を有する。

(平二九法五四・追加)

(関係市町村申請等関係事務処理業務の規約)

第八十七条の十四 第八十七条の十二第一項の規約(以下この節において「規約」という。)には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 二 関係市町村及び申請等関係事務処理法人の名称
- 二 第八十七条の十二の規定により申請等関係事務処理法人が行う業務及びこれに附帯する業務(以下「関係市町村申請等関係事務処理業務」という。)の範囲

- 三 関係市町村申請等関係事務処理業務に要する経費の支弁の方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、関係市町村申請等関係事務処理業務に関し必要な事項
- 2 第八十七条の十二第一項の協議については、同項の求めをした市町村は、当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 第八十七条の十二第一項の協議については、申請等関係事務処理法人は、設立団体の長の認可を受けなければならない。
- 4 設立団体の長は、前項の認可の申請が定款に適合するとともに、設立団体申請等関係事務処理業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、同項の認可をするものとする。
- 5 関係市町村の長は、第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めたときは、その旨及び当該規約を告示しなければならない。
- 6 申請等関係事務処理法人は、第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めたときは、その旨及び当該規約を設立団体の長に届け出なければならない。この場合において、当該設立団体の長は、その旨及び当該規約を当該申請等関係事務処理法人について第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行った総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
- 7 関係市町村及び申請等関係事務処理法人は、規約を変更し、又はこれを廃止しようとするときは、協議して行わなければならない。
- 8 第二項から第六項までの規定は、前項の規定により規約を変更し、又はこれを廃止する場合について準用する。

(平二九法五四・追加)

(定款の変更の手続の特例)

- 第八十七条の十五 設立団体の長は、申請等関係事務処理法人(関係市町村申請等関係事務処理業務を行いうものに限る。以下この節において同じ。)について、第八条第二項の規定により、規約で定められた関係市町村申請等関係事務処理業務の全部又は一部に係る定款の定めを廃止する定款の変更を行おうとする場合には、当該定款の変更が効力を生ずる日(以下この項において「効力発生日」という。)の一定の期間前までに、当該規約に係る関係市町村の長に対し、当該定款の変更を行おうとする旨及び効力発生日を通知しなければならない。

- 2 前項の一定の期間は、一年を下ってはならない。ただし、あらかじめ関係市町村の長の同意を得たときは、この限りでない。

(平二九法五四・追加)

(関係市町村地方独立行政法人評価委員会)

- 第八十七条の十六 関係市町村に、申請等関係事務処理法人に関する事務を処理させるため、当該関係市町村の長の附属機関として、関係市町村地方独立行政法人評価委員会(以下この条において「関係市町村評価委員会」という。)を置く。

- 2 関係市町村評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 二 次条第三項において準用する第八十七条の八第四項、第八十七条の十九第二項において準用する第八十七条の十第四項又は第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十二条の二第五項若しくは第四十四条第二項の規定により関係市町村の長に意見を述べること。
- 二 その他関係市町村申請等関係事務処理業務に關しこの法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 関係市町村評価委員会は、前項第一号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 4 第二項に定めるもののほか、関係市町村評価委員会の組織及び委員その他の職員その他関係市町村評価委員会に關し必要な事項については、当該関係市町村の条例で定める。
- 5 関係市町村は、当該関係市町村の長の附属機関として評価委員会を置いている場合には、第十一条第二項及び前各項の規定にかかわらず、当該評価委員会に同条第二項各号に掲げる事務のほか、第二項各号に掲げる事務を処理させることができる。この場合において、同条第三項中「又は第五号」とあるのは、「若しくは第五号又は第八十七条の十六第二項第一号」とする。

(平二九法五四・追加)

(関係市町村年度目標)

- 第八十七条の十七 関係市町村の長は、申請等関係事務処理法人が達成すべき関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事業年度ごとの目標(以下この節において「関係市町村年度目標」という。)を定め、当該関係市町村年度目標を当該申請等関係事務処理法人に指示するととも

に、公表しなければならない。当該関係市町村年度目標を変更したときも、同様とする。

2 関係市町村年度目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 二 関係市町村申請等関係事務処理業務の質の向上に関する事項
- 二 関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 三 関係市町村申請等関係事務処理業務に係る財務内容の改善に関する事項
- 四 その他関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項

3 第八十七条の八第三項及び第四項の規定は、関係市町村年度目標について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第八十七条の十七第二項各号」と、同条第四項中「設立団体」とあるのは「第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村」と、「評価委員会」とあるのは「第八十七条の十六第一項に規定する関係市町村評価委員会(同条第五項の規定により当該関係市町村の評価委員会に同条第二項各号に掲げる事務を処理させる場合には、当該評価委員会)」と読み替えるものとする。

(平二九法五四・追加)

(関係市町村事業計画)

第八十七条の十八 申請等関係事務処理法人は、各事業年度に係る前条第一項の指示を受けたときは、当該事業年度の開始前に、関係市町村年度目標に基づき、関係市町村の規則で定めるところにより、当該関係市町村年度目標を達成するための計画(以下この条において「関係市町村事業計画」という。)を作成し、関係市町村の長の認可を受けるとともに、設立団体の長に当該認可を受けた関係市町村事業計画を届け出なければならない。当該関係市町村事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めた後最初の事業年度の関係市町村事業計画に関する前項の規定については、同項中「各事業年度」とあるのは「第八十七条の十二第一項の規定により規約を定めた後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

3 関係市町村事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 二 関係市町村申請等関係事務処理業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 関係市町村申請等関係事務処理業務に係る予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

四 関係市町村申請等関係事務処理業務に係る短期借入金の限度額

五 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産であって関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものがある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産であって関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものを持渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 その他関係市町村の規則で定める関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項

4 第八十七条の九第四項及び第五項の規定は、第一項の認可を受けた関係市町村事業計画について準用する。この場合において、同条第四項中「設立団体」とあるのは「第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村」と、「前条第二項各号」とあるのは「第八十七条の十七第二項各号」と読み替えるものとする。

(平二九法五四・追加)

(関係市町村申請等関係事務処理業務の実績等に関する評価等の特例)

第八十七条の十九 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、関係市町村の長の評価を受けなければならない。

二 次号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における関係市町村申請等関係事務処理業務の実績

二 三年以上五年以下の期間で関係市町村の規則で定める期間の最後の事業年度 当該事業年度における関係市町村申請等関係事務処理業務の実績及び当該期間における関係市町村年度目標に定める関係市町村申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の実施状況

2 第八十七条の十第二項から第七項までの規定は、前項の評価について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

句に読み替えるものとする。

<u>第二項</u>	<u>設立団体</u>	<u>第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村(以下この条において「関係市町村」という。)</u>
	<u>同項第一号</u>	<u>第八十七条の十九第一項第一号</u>
	<u>を設立団体</u>	<u>を関係市町村</u>
<u>第三項</u>	<u>同項第一号</u>	<u>第八十七条の十九第一項第一号</u>
<u>第四項</u>	<u>設立団体</u>	<u>関係市町村</u>
	<u>第一項第二号</u>	<u>第八十七条の十九第一項第二号</u>
	<u>評価委員会</u>	<u>第八十七条の十六第一項に規定する関係市町村評価委員会(同条第五項の規定により当該関係市町村の評価委員会に同条第二項各号に掲げる事務を処理させる場合には、当該評価委員会)</u>
<u>第五項</u>	<u>設立団体</u>	<u>関係市町村</u>
<u>第六項</u>	<u>設立団体の</u>	<u>関係市町村の</u>
	<u>設立団体申請等関係事務処理業務</u>	<u>第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務</u>
<u>第七項</u>	<u>第八十七条の九第一項に規定する事業計画</u>	<u>第八十七条の十八第一項に規定する関係市町村事業計画</u>

(平二九法五四・追加)

(区分経理)

第八十七条の二十 申請等関係事務処理法人は、設立団体申請等関係事務処理業務及び関係市町村申請等関係事務処理業務(関係市町村が二以上ある場合には、各関係市町村申請等関係事務処理業務)ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 2 第三十四条の規定は、申請等関係事務処理法人には、適用しない。
- 3 申請等関係事務処理法人は、毎事業年度、次に掲げる業務に係る財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に当該各号に定める者に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 一 申請等関係事務処理法人の業務 設立団体の長
 - 二 設立団体申請等関係事務処理業務 設立団体の長
 - 三 関係市町村申請等関係事務処理業務(関係市町村が二以上ある場合には、各関係市町村申請等関係事務処理業務) 関係市町村(関係市町村が二以上ある場合には、各関係市町村)の長
- 4 申請等関係事務処理法人は、前項の規定により同項各号に掲げる業務に係る財務諸表を当該各号に定める者に提出するときは、設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の当該各号に掲げる業務に係る事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告を添付しなければならない。
- 5 第三十四条第三項の規定は、第三項の規定による承認を受けた場合について準用する。

(平二九法五四・追加)

(規約廃止法人の特例)

第八十七条の二十一 関係市町村及び申請等関係事務処理法人が第八十七条の十四第七項の規定により規約を廃止した場合には、当該申請等関係事務処理法人(以下この条において「規約廃止法人」という。)の当該規約の廃止の効力が生ずる日の前日を含む当該規約に定める関係市町村申請等関係事務処理業務に係る事業年度(次項及び第三項において「規約最終事業年度」という。)は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、同日に終わるものとする。この場合において、第八十七条の十九の規定は、適用しない。

- 2 規約廃止法人の規約最終事業年度に係る前条第三項(第三号に係る部分に限る。)の規定による承認は、同項の規定にかかわらず、前項の規約を廃止した市町村(次項において「規約廃止市町村」という。)の長が行うものとする。
- 3 規約廃止法人の規約最終事業年度における次条の規定により読み替えて適用する第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、規約廃止市町村に係る同条第四項に規定する関係市町村別勘

定(次項において「関係市町村別勘定」という。)に係る積立金に残余があるときは、同条第五項の規定にかかわらず、規約廢止市町村に納付しなければならない。

4 規約廢止法人は、関係市町村別勘定について前項の規定による処理を行ったときは、当該関係市町村別勘定を廢止するものとする。

(平二九法五四・追加)

(読替規定等)

第八十七条の二十二 申請等関係事務処理法人に関する第一章、第二章、第四章、第五章及び前節中次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第八十七条の十一(同条の表第十五条第一項の項及び第四十八条第三項、第五十一条第三項及び第五十六条第一項の項を除く。)の規定は、適用しない。

<u>第六条第四項</u>	<u>設立団体</u>	<u>設立団体若しくは第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村(次章から第五章まで及び第八十七条の六第二項において「関係市町村」という。)</u>
<u>第十三条第六項</u>	<u>設立団体</u>	<u>設立団体又は関係市町村</u>
<u>第十三条の二</u>	<u>設立団体の条例</u>	<u>設立団体若しくは関係市町村の条例</u>
	<u>若しくは定款</u>	<u>、定款若しくは第八十七条の十四第一項に規定する規約(以下この章から第五章までにおいて「規約」という。)</u>
	<u>設立団体の長</u>	<u>設立団体(規約に違反する事実があると認めるときは、設立団体及び当該関係市町村)の長</u>
<u>第十五条の二</u>	<u>、設立団体</u>	<u>、設立団体又は関係市町村</u>
	<u>並びに定款</u>	<u>、定款並びに規約</u>
	<u>又は設立団体</u>	<u>又は設立団体若しくは関係市町村</u>
	<u>設立団体の長</u>	<u>設立団体若しくは関係市町村の長</u>
<u>第三十五条の二第一項</u>	<u>設立団体</u>	<u>設立団体若しくは関係市町村</u>
	<u>若しくは定款</u>	<u>、定款若しくは規約</u>
<u>第四十条第一項本文及び第二項</u>	<u>毎事業年度</u>	<u>第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度</u>
<u>第四十条第四項</u>	<u>中期目標の期間の最後の事業年度</u>	<u>第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、毎事業年度</u>
	<u>設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間</u>	<u>、設立団体勘定(同条第一項の規定により設けられた設立団体申請等関係事務処理業務(第八十七条の八第二項第一号に規定する設立団体申請等関係事務処理業務をいう。次条第一項及び第八十七条の九第三項において同じ。)に係る勘定をいう。以下この条において同じ。)にあっては設立団体の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る認可事業計画(第八十七条の九第一項の認可を受けた同項に規定する事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の事業計画)をいう。以下この章において同じ。)の定めるところにより、関係市町村別勘定(第八十七条の二十第一項の規定により設けられた関係市町村申請等関係事務処理業務(第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業</u>

		務をいう。以下この章において同じ。)に係る勘定をいう。以下この条において同じ。)にあっては関係市町村の長の承認を受けた金額を翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画(第八十七条の十八第一項の認可を受けた同項に規定する関係市町村事業計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の関係市町村事業計画)をいう。次条第一項及び第四十二条第一項において同じ。)の定めるところにより、当該翌事業年度
第四十条第五項	前項	第八十七条の二十第一項の規定により設けられた勘定ごとに、前項
	その残余の額を設立団体に	設立団体勘定に係る残余の額は設立団体に、関係市町村別勘定に係る残余の額は当該関係市町村に、
第四十条第六項	納付金 、設立団体の規則で	設立団体勘定における納付金 設立団体の規則において、関係市町村別勘定における納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は関係市町村の規則において、それぞれ
	認可中期計画の第二十六条第二項第四号の	設立団体申請等関係事務処理業務についての認可事業計画の第八十七条の九第三項第四号の設立団体申請等関係事務処理業務に係る短期借入金の限度額の範囲内で、関係市町村申請等関係事務処理業務については関係市町村認可事業計画の第八十七条の十八第三項第四号の関係市町村申請等関係事務処理業務に係る
第四十一条第一項	設立団体	設立団体(当該短期借入金が関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、設立団体及び当該関係市町村。次項ただし書において同じ。)
	認可中期計画	設立団体(当該短期借入金が関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、設立団体及び当該関係市町村。次項ただし書において同じ。)
第四十一条第四項	設立団体	設立団体又は関係市町村
第四十二条第一項	設立団体	設立団体及び関係市町村
第四十二条第二項	設立団体	設立団体及び関係市町村
	認可中期計画	認可事業計画及び関係市町村認可事業計画
第四十二条の二第一項	設立団体	設立団体(当該出資等に係る不要財産が関係市町村申請等関係事務処理業務に係るものである場合には、設立団体及び当該関係市町村。次項及び第三項において同じ。)
第四十二条の二第五項	設立団体	設立団体及び当該関係市町村
	評価委員会	それぞれ評価委員会及び関係市町村評価委員会(第八十七条の十六第二項に規定する関係市町村評価委員会をいい、同条第五項の規定により当該関係市町村の評価委員会に同条第二項各号に掲げる事務を処理させる場合には、当該評価委員会とする。第四十四条第二項において同じ。)
第四十四条第一項	設立団体	設立団体(当該財産が関係市町村申請等関係事務処理業務に係るもので

		ある場合には、設立団体及び当該関係市町村)
第四十四条第二項	設立団体	設立団体及び当該関係市町村
	評価委員会	それぞれ評価委員会及び関係市町村評価委員会
第四十五条	設立団体	設立団体及び関係市町村
第四十六条	定める	定める。この場合において、関係市町村申請等関係事務処理業務の実施に関し必要な事項については、設立団体の規則で定める事項を除き、関係市町村の規則で定めることができる
第五十六条の二第一号	設立団体の条例	設立団体若しくは関係市町村の条例
	若しくは定款	、定款若しくは規約
第八十七条の六第一項	のほか	及び第八十七条の十二第二項の規定により適用する同法第二百二十七条の規定により徴収する手数料(次項において「関係市町村申請等関係事務手数料」という。)のほか
第八十七条の六第二項	は、設立団体	は設立団体
	により、	により
	しないで	しないで、関係市町村申請等関係事務手数料は関係市町村の条例で定めるところにより関係市町村の歳入としないで、
第八十七条の九第三項 第三号	含む	含む。以下この号において同じ
	資金計画	資金計画並びに設立団体申請等関係事務処理業務に係る予算、収支計画及び資金計画
第八十七条の九第三項 第四号	限度額	限度額及び設立団体申請等関係事務処理業務に係る短期借入金の限度額

(平二九法五四・追加)

(解散)

第八十八条 地方独立行政法人は、次に掲げる場合に解散する。

- 一 解散について、設立団体がその議会の議決を経て第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき。
- 二 合併により消滅したとき。
- 2 地方独立行政法人は、解散した場合(前項第二号の規定により解散した場合を除く。次条及び第一百五条において同じ。)において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、地方独立行政法人に出資した地方公共団体に対し、これを定款で定めるところにより分配しなければならない。
- 3 設立団体の長は、申請等関係事務処理法人(関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る。)の解散について、第一項第一号の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けようとする場合には、当該解散の日の一定の期間前までに、関係市町村の長に対し、当該認可を受けようとする旨及び当該解散の日を通知しなければならない。
- 4 前項の一定の期間は、一年を下ってはならない。ただし、あらかじめ関係市町村の長の同意を得たときは、この限りでない。

(平二五法四四・追加、平二九法五四・一部改正)

(吸収合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績実績等に関する評価等)

第一百十九条 吸収合併消滅法人の効力発生日の前日を含む事業年度(以下この条において「最終事業年度」という。)は、第三十二条第一項の規定にかかるわらず、同日に終わるものとする。

- 2 吸収合併消滅法人(公立大学法人及び申請等関係事務処理法人を除く。以下この項において同じ。)の業務の実績に関する第二十八条第一項の規定による評価は、当該吸収合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間が同日において終了したものとして、同項第三号に定める事項について、

吸收合併存続法人が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、当該吸收合併存続法人が行うものとする。

- 2 吸收合併消滅法人の最終事業年度における業務の実績についての第二十八条第一項の規定による評価は、吸收合併存続法人が受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、当該吸收合併存続法人に対してなされるものとする。
- 3 前項の場合において、第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は、当該吸收合併存続法人に対してなされるものとする。
- 4 吸收合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間に係る第二十九条第一項の規定による事業報告書の提出及び公表は、同日において吸收合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、吸收合併存続法人が行うものとする。
- 5 前二項の規定は、公立大学法人である吸收合併消滅法人の業務の実績に関する第七十八条の二第一項の規定による評価について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは「第七十八条の二第一項第三号」と、前項中「第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令」とあるのは「第七十八条の二第四項の規定による通知及び勧告」と読み替えるものとする。
- 6 吸收合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績についての第二十条第一項の規定による評価は、同日において吸收合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、吸收合併存続法人が受けるものとする。
- 5 第二項及び第三項の規定は、申請等関係事務処理法人である吸收合併消滅法人の業務の実績に関する第八十七条の十第一項又は第八十七条の十九第一項の規定による評価について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	中期目標の期間	第八十七条の十第一項第二号又は第八十七条の十九第一項第二号に規定する期間
	同項第三号	第八十七条の十第一項第二号又は第八十七条の十九第一項第二号
	同条第二項	第八十七条の十第二項(第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。)
第三項	第二十八条第五項	第八十七条の十第五項(第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。)
	同条第六項	第八十七条の十第六項(第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。)

- 6 吸收合併消滅法人の最終事業年度に係る第三十四条及び第三十五条又は第八十七条の二十の規定により財務諸表等に關し地方独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、吸收合併存続法人が行うものとする。
- 7 吸收合併消滅法人(申請等関係事務処理法人を除く。次項において同じ。)の最終事業年度における第四十条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、吸收合併存続法人が行うものとする。
- 8 前項の規定による処理において、第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、効力発生日の前日において吸收合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、吸收合併存続法人が行うものとする。この場合において、同条第四項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「吸收合併存続法人の効力発生日を含む」と、「当該次の中期目標」とあるのは「当該中期目標中期目標の期間」とあるのは「当該中期目標の期間」とする。
- 9 第七項及び前項前段の規定は、申請等関係事務処理法人(関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものを除く。)である吸收合併消滅法人の最終事業年度における第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並びに第八十七条の十一の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の規定による積立金の処分について準用する。この場合において、前項前段中「中期目標の期間」とあるのは、「最終事業年度」と読み替えるものとする。

1.0 前項の場合における第八十七条の十一の規定の適用については、同条の表第四十条第四項の項中「翌事業年度に係る」とあるのは「吸收合併存続法人の効力発生日を含む事業年度に係る」と、「当該翌事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

1.1 第七項及び第八項前段の規定は、申請等関係事務処理法人(関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る。)である吸收合併消滅法人の最終事業年度における第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並びに第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の規定による積立金の処分について準用する。この場合において、第八項前段中「中期目標の期間」とあるのは、「最終事業年度」と読み替えるものとする。

1.2 前項の場合における第八十七条の二十二の規定の適用については、同条の表第四十条第四項の項中「翌事業年度に係る認可事業計画」とあるのは「吸收合併存続法人の効力発生日を含む事業年度に係る認可事業計画」と、「翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画」とあるのは「当該事業年度に係る関係市町村認可事業計画」と、「当該翌事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

(平二五法四四・追加、平二九法五四・一部改正)

(新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績実績等に関する評価等)

第百二十条 新設合併消滅法人の新設合併設立法人の成立の日の前日を含む事業年度(以下この条において「最終事業年度」という。)は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、同日に終わるものとする。

2 新設合併消滅法人(公立大学法人及び申請等関係事務処理法人を除く。以下この項において同じ。)の業務の実績に関する第二十八条第一項の規定による評価は、当該新設合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間が同日において終了したものとして、同項第三号に定める事項について、新設合併設立法人が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は、当該新設合併設立法人が行うものとする。

2 新設合併消滅法人の最終事業年度における業務の実績についての第二十八条第一項の規定による評価は、新設合併設立法人が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による通知及び勧告は、当該新設合併設立法人に対してなされるものとする。

3 前項の場合において、第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は、当該新設合併設立法人に対してなされるものとする。

3 新設合併消滅法人の新設合併設立法人の成立の日の前日を含む中期目標の期間に係る第二十九条第一項の規定による事業報告書の提出及び公表は、同日において新設合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、新設合併設立法人が行うものとする。

4 前二項の規定は、公立大学法人である新設合併消滅法人の業務の実績に関する第七十八条の二第一項の規定による評価について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは「第七十八条の二第一項第三号」と、前項中「第二十八条第五項の規定による通知及び同条第六項の規定による命令」とあるのは「第七十八条の二第四項の規定による通知及び勧告」と読み替えるものとする。

4 新設合併消滅法人の新設合併設立法人の成立の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績についての第二十条第一項の規定による評価は、同日において新設合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、新設合併設立法人が受けるものとする。

5 第二項及び第三項の規定は、申請等関係事務処理法人である新設合併消滅法人の業務の実績に関する第八十七条の十第一項又は第八十七条の十九第一項の規定による評価について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	中期目標の期間	第八十七条の十第一項第二号又は第八十七条の十九第一項第二号に規定する期間
	同項第三号	第八十七条の十第一項第二号又は第八十七条の十九第一項第二号
	同条第二項	第八十七条の十第二項(第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。)
第三項	第二十八条第五項	第八十七条の十第五項(第八十七条

		の十九第二項において準用する場合を含む。)
同条第六項		第八十七条の十第六項(第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。)

6-5 新設合併消滅法人の最終事業年度に係る第三十四条及び第三十五条又は第八十七条の二十の規定により財務諸表等に關し地方独立行政法人が行わなければならぬとされる行為は、新設合併設立法人が行うものとする。

7-6 新設合併消滅法人(申請等関係事務処理法人を除く。次項において同じ。)の最終事業年度における第四十条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、新設合併設立法人が行うものとする。

8-7 前項の規定による処理において、第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、新設合併設立法人の成立の日の前日において新設合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、新設合併設立法人が行うものとする。この場合において、同条第四項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「新設合併設立法人の成立の日から始まる」と、「当該次の中期目標」とあるのは「当該中期目標中期目標の期間」とあるのは「当該中期目標の期間」とする。

9 第七項及び前項前段の規定は、申請等関係事務処理法人(関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものを除く。)である新設合併消滅法人の最終事業年度における第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並びに第八十七条の十一の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の規定による積立金の処分について準用する。この場合において、前項前段中「中期目標の期間」とあるのは、「最終事業年度」と読み替えるものとする。

10 前項の場合における第八十七条の十一の規定の適用については、同条の表第四十条第四項の項中「翌事業年度に係る」とあるのは「新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る」と、「当該翌事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

11 第七項及び第八項前段の規定は、申請等関係事務処理法人(関係市町村申請等関係事務処理業務を行うものに限る。)である新設合併消滅法人の最終事業年度における第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第一項本文及び第二項の規定による利益及び損失の処理並びに第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する第四十条第四項の規定による積立金の処分について準用する。この場合において、第八項前段中「中期目標の期間」とあるのは、「最終事業年度」と読み替えるものとする。

12 前項の場合における第八十七条の二十二の規定の適用については、同条の表第四十条第四項の項中「翌事業年度に係る認可事業計画」とあるのは「新設合併設立法人の成立の日から始まる事業年度に係る認可事業計画」と、「翌事業年度に係る関係市町村認可事業計画」とあるのは「当該事業年度に係る関係市町村認可事業計画」と、「当該翌事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。

(平二五法四四・追加、平二九法五四・一部改正)

(報告及び検査)

第百二十一条 総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、地方独立行政法人(総務大臣又は都道府県知事にあっては、第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行った地方独立行政法人に限る。以下この項において同じ。)に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、地方独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平二五法四四・旧第八十八条繰下、平二九法五四・一部改正)

(違法行為等の是正是正等)

第百二十二条 設立団体の長は、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為が、不正の行為若しくはこの法律、他の法令若しくは設立団体の条例若しくは規則に違反し、又は違反するおそれ、設立団体の条例若しくは規則若しくは定款に違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置すること

により公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置をとるべき講ずべきことを命ぜることができる。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による設立団体の長の命令があったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を設立団体の長に報告しなければならない。

3 総務大臣又は都道府県知事は、地方独立行政法人(第七条の規定による設立の認可又は第八条第二項の規定による定款の変更の認可を行った地方独立行政法人に限る。以下この項及び次項において同じ。)又はその役員若しくは職員の行為が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがある違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるときは、設立団体又はその長に対し、第一項の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4 総務大臣又は都道府県知事は、前項の規定によるほか、地方独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認める違反する行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認める場合又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、自ら当該地方独立行政法人に対し、当該行為の是正又は業務運営の改善のため必要な措置をとるべき講ずべきことを命ぜることができる。

5 第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

6 公立大学法人に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	、若しくは	、又は
	とき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるとき	とき
	是正又は業務運営の改善	是正
	命ずる	求める
第二項	命令	求め
第三項	以下この項及び次項	次項
	、若しくは	、又は
	とき、又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合において、特に必要があると認めるとき	とき
	命令	求め
第四項	、若しくは	、又は
	場合又は地方独立行政法人の業務運営が著しく適正を欠き、かつ、それを放置することにより公益を害することが明白である場合	場合
	是正又は業務運営の改善	是正
	命ずる	求める
前項	命令	求め

(平二五法四四・旧第八十九条線下、平二九法五四・一部改正)

(申請等関係事務処理法人に対する情報の提供等)

第百二十二条の二 設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人に対し、当該執行機関

が担任する申請等関係事務に係る設立団体申請等関係事務処理業務(以下この章において「担任設立団体申請等関係事務処理業務」という。)に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

(平二九法五四・追加)

(申請等関係事務処理法人に対する報告及び検査の特例)

第百二十二条の三 設立団体の長以外の執行機関は、担任設立団体申請等関係事務処理業務に関し必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に関し報告をさせ、又はその職員に、申請等関係事務処理法人の事務所に立ち入り、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 第百二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(平二九法五四・追加)

(申請等関係事務処理法人に対する監督命令)

第百二十二条の四 設立団体の長その他の執行機関は、第百二十二条第一項の規定によるほか、担任設立団体申請等関係事務処理業務に関し必要があると認めるときは、申請等関係事務処理法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(平二九法五四・追加)

(申請等関係事務処理法人に対する停止命令等)

第百二十二条の五 設立団体の長その他の執行機関は、申請等関係事務処理法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等関係事務処理法人に対し、担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 二 当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務がこの法律、他の法令、設立団体の条例若しくは規則又は定款に違反していると認めるとき。
- 二 当該申請等関係事務処理法人が行う担任設立団体申請等関係事務処理業務が適正を欠き、かつ、公益を害していると認めるとき。
- 三 当該申請等関係事務処理法人が担任設立団体申請等関係事務処理業務を確実に実施することが困難であると認めるととき。

四 前条の規定による命令に違反したとき。

2 申請等関係事務処理法人は、前項の規定による命令があった場合を除き、自ら設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部を確実に実施することが困難であると認める場合には、その旨を設立団体の長(当該設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務を設立団体の長以外の執行機関が担任する場合には、設立団体の長及び当該設立団体の長以外の執行機関)に届け出なければならない。

3 設立団体の長その他の執行機関は、第一項の規定による命令を行い、又は前項の規定による届出があったときは、その旨の告示をしなければならない。ただし、当該命令又は届出に係る担任設立団体申請等関係事務処理業務が特定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、第一項の規定による命令を行い、又は前項の規定による届出があった旨を、その者に対し、通知することができる。

(平二九法五四・追加)

(設立団体の執行機関による申請等関係事務の処理)

第百二十二条の六 設立団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、第八十七条の三第一項の規定にかかわらず、担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部又は一部を自ら処理するものとする。

- 二 前条第一項の規定により申請等関係事務処理法人に対し当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は同条第二項の規定による届出があったとき。
 - 二 前条第一項各号のいずれかに該当する場合において、同項の規定により申請等関係事務処理法人に対し当該担任設立団体申請等関係事務処理業務の全部又は一部の停止を命ずるいとまがないとき。
- 2 設立団体の長その他の執行機関は、前項の規定により担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を自ら処理するものとし、又は自ら処理する担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部若しくは一部を処理しないこととするときは、その旨の告示をしなければならない。ただし、当該担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務が特定の者の申請等に係るものである場合には、当該告示に代えて、当該申請等関係事務を自ら

処理するものとし、又は自ら処理する当該申請等関係事務を処理しないこととする旨を、その者に対し、通知することができる。

3 設立団体の長その他の執行機関が、第一項の規定により担任設立団体申請等関係事務処理業務に係る申請等関係事務の全部又は一部を自ら処理する場合における担任設立団体申請等関係事務処理業務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

(平二九法五四・追加)

(関係市町村への準用)

第百二十二条の七 第百二十二条の二から前条までの規定は、関係市町村について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第百二十二条の二</u>	<u>設立団体申請等関係事務処理業務(</u>	<u>関係市町村申請等関係事務処理業務(</u>
	<u>担任設立団体申請等関係事務処理業務</u>	<u>担任関係市町村申請等関係事務処理業務</u>
<u>第百二十二条の三第一項</u>	<u>設立団体の長以外の</u>	<u>関係市町村の長その他の</u>
	<u>担任設立団体申請等関係事務処理業務</u>	<u>担任関係市町村申請等関係事務処理業務</u>
<u>第百二十二条の四</u>	<u>担任設立団体申請等関係事務処理業務</u>	<u>担任関係市町村申請等関係事務処理業務</u>
<u>第百二十二条の五第一項</u>	<u>担任設立団体申請等関係事務処理業務の</u>	<u>担任関係市町村申請等関係事務処理業務の</u>
	<u>できる</u>	<u>できる。この場合において、申請等関係事務処理法人は、その旨を設立団体の長に届け出なければならない</u>
<u>第百二十二条の五第一項第一号</u>	<u>担任設立団体申請等関係事務処理業務</u>	<u>担任関係市町村申請等関係事務処理業務</u>
	<u>又は定款</u>	<u>定款又は第八十七条の十四第一項に規定する規約</u>
<u>第百二十二条の五第一項第二号及び第三号</u>	<u>担任設立団体申請等関係事務処理業務</u>	<u>担任関係市町村申請等関係事務処理業務</u>
<u>第百二十二条の五第二項</u>	<u>設立団体申請等関係事務処理業務</u>	<u>関係市町村申請等関係事務処理業務</u>
	<u>設立団体の長(</u>	<u>設立団体及び関係市町村の長(</u>
	<u>設立団体の長以外</u>	<u>関係市町村の長以外</u>
	<u>設立団体の長及び</u>	<u>設立団体及び関係市町村の長並びに</u>
<u>第百二十二条の五第三項</u>	<u>担任設立団体申請等関係事務処理業務</u>	<u>担任関係市町村申請等関係事務処理業務</u>
<u>前条第一項</u>	<u>第八十七条の三第一項</u>	<u>第八十七条の十二第一項</u>
	<u>担任設立団体申請等関係事務処理業務に</u>	<u>担任関係市町村申請等関係事務処理業務に</u>
<u>前条第一項各号、第二項及び第三項</u>	<u>担任設立団体申請等関係事務処理業務</u>	<u>担任関係市町村申請等関係事務処理業務</u>

(平二九法五四・追加)

(設立団体が二以上である場合の特例)

第百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで(これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。)、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第四項、第二十二条第一項第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第八十七条の八

第一項、第八十七条の九第一項及び第四項、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第八十七条の二十第三項、第百二十二条第一項並びに前条第一項第百二十二条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

- 2 設立団体が二以上である場合において、第六条第四項、第十三条第四項後段及び第六項第二号、第十九条の二第四項、第二十二条第二項、第二十六条第一項及び第二項第七号、第二十七条第一項、第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第四項、第四十条第七項、第四十四条第一項並びに第四十六条第二十八条第二項、第三十四条、第三十五条第一項後段、第四十条第六項、第四十四条第一項、第四十六条、第五十六条の二第一号及び第二号、第七十八条の二第二項、第八十七条の九第一項及び第三項第七号、第八十七条の十第一項第二号及び第二項並びに第八十七条の二十第四項の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。
- 3 設立団体は、前項の規定により協議して定めようとする場合において、当該事項が第六条第四項、第十九条の二第四項又は第四十四条第一項の規定により条例で定めるものとされている事項であるときは、あらかじめ、それぞれ議会の議決を経なければならない。
- 4 第八条第一項各号に掲げる事項のほか、設立団体が二以上である特定地方独立行政法人の定款には、当該特定地方独立行政法人の職員に対していずれの設立団体の条例を適用するかを定めなければならない。
- 5 設立団体が二以上である場合における第五十条の二及び第五十三条第三項から第六項までの規定の適用については、第五十条の二の表第三十八条の二第一項の項中「設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体」とあるのは「条例適用設立団体(地方独立行政法人法第百二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体」と、「設立団体においては、設立団体」とあるのは「条例適用設立団体においては、条例適用設立団体」と、同表第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三の項、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第三項の表第六条第一項の項中「設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」という。)」と、同表第十六条各号列記以外の部分の項、第二十六条の五第一項、第五項及び第六項(第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。)、第二十六条の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部分及び第八項並びに第二十七条第二項の項、第二十八条第三項及び第四項並びに第二十八条の二第一項及び第二項の項、第二十八条の四第一項の項、第二十八条の四第二項及び第三項の項、第二十九条第二項の項、第二十九条第四項及び第二十九条の二第二項の項、第三十二条の項、第三十五条の項、第三十六条第二項第五号の項、第三十八条の二第一項の項、第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項から第六項までの規定中「設立団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)」とあるのは「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第百二十三条第四項の規定によりその条例を同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」という。)」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

(平二五法四四・旧第九十条繰下・一部改正、平二六法三四・平二九法五四・一部改正)

(指定都市の特例)

第百二十六条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項及び別表第十九号において「指定都市」という。)に対する第七条(第八条第二項、第八十八条第一項第一号、第一百八条第一項及び第一百十二条第一項においてその例による場合を含む。)の規定の適用については、当該指定都市を都道府県とみなす。

- 2 指定都市に対する第二十一条(第五号に係る部分に限る。)、第八十七条の三、第八十七条の四、第八十七条の十二、第八十七条の十三、第百二十二条の二から第百二十二条の六まで(これらの規定を第百二十二条の七において準用する場合を含む。)及び別表第二十号の規定の適用については、政令で定めるところにより、区長及び総合区長を市長又は設立団体若しくは関係市町村の長とみなす。

(平二五法四四・旧第九十五条繰下・一部改正、平二九法五四・一部改正)

第百二十九条 第一百二十二条第一項又は第三百二十二条の三第一項(第三百二十二条の七において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員、清算人又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

(平二五法四四・旧第九十八条線下・一部改正、平二九法五四・一部改正)

第百三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体若しくは関係市町村の長の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により設立団体の長設立団体若しくは関係市町村の長又は設立団体の人事委員会に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 定款に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

六 第十三条第五項若しくは第六項又は第三十五条第三項の規定による調査を妨げたとき。

七 八 第二十六条第四項第二十六条第三項、第二十八条第六項、第八十七条の九第四項(第八十七条の十八第四項において準用する場合を含む。)又は第八十七条の十第六項(第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による設立団体又は関係市町村の長の命令に違反したとき。

八 八 第二十九条第一項第二十八条第二項、第七十八条の二第二項又は第八十七条の十第二項(第八十七条の十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による事業報告書報告書の提出をせず、又は事業報告書報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書報告書を提出したとき。

九 八 第二十四条第四項第三十四条第三項(第八十七条の二十第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面監査報告書を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

十 八 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十一 八 第五十四条第一項、第五十六条の三第三項又は第一百二十二条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十二 八 第八十八条第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。

十三 八 第九十六条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十四 八 第九十六条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十五 八 第一百二十二条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。

十六 八 第一百二十二条の四及び第一百二十二条の五第一項(これらの規定を第一百二十二条の七において準用する場合を含む。)の規定による設立団体又は関係市町村の長その他の執行機関の命令に違反したとき。

2 地方独立行政法人の子法人の役員が第十三条第七項又は第三十五条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

(平一八法五〇・一部改正、平二五法四四・旧第九十九条線下・一部改正、平二六法三四・平二九法五四・一部改正)

別表(第二十一条関係)

(平二九法五四・追加)

一 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの

二 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)による埋葬、火葬又は改葬の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの

三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの

- 五 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)による証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 六 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)による犬の登録又は注射済票の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 七 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による臨時運行の許可に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 八 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による中長期在留者の住居地の届出又は外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 九 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給に関する事務(当該支給を除く。)であって総務省令で定めるもの
- 十 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除若しくは納付に関する事務(当該支給及び免除を除く。)であって総務省令で定めるもの
- 十一 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による妊娠の届出、母子健康手帳の交付、低体重児の届出又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務(当該給付及び支給を除く。)であって総務省令で定めるもの
- 十二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)による住民基本台帳及び戸籍の附票に関する事務(住民基本台帳及び戸籍の附票の作成を除く。)であって総務省令で定めるもの
- 十三 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 十四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)による後期高齢者医療給付の支給に関する事務(当該支給を除く。)であって総務省令で定めるもの
- 十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)による特別永住許可、特別永住者証明書の交付又は特別永住者からの届出に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 十六 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 十七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)による署名用電子証明書の発行、利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失っていないことその他の事項の確認に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 十八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)による個人番号の指定又は個人番号カードの交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 十九 都道府県知事又は指定都市の長が作成する知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者に関する情報を記載した手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 二十 市町村長が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 二十一 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事務
- 二十二 前各号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく条例の規定による申請等以外の申請等の受理、当該申請等に対する処分その他の当該申請等の処理に関する事務のうち、条例で定めるもの
- 二十三 前各号に掲げる事務に係る地方自治法第二百二十七条の規定による手数料の徴収
- 二十四 第一号から第二十二号までに掲げる事務に係る行政手続法による同法第二条第三号に規定する申請に対する同条第二号に規定する処分に関する事務であって総務省令で定めるもの
- 備考 総務大臣は、次の各号に掲げる総務省令を定めようとするときは、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 一 第一号、第八号及び第十五号の総務省令 法務大臣
- 二 第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号及び第十九号の総務省令 厚生労働大臣
- 三 第七号の総務省令 国土交通大臣
- 四 第十三号及び第十八号の総務省令 内閣総理大臣